

## 平成29年度 山形県屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 平成30年1月19日(金) 13時30分から15時30分  
2 場 所 県庁 1002会議室  
3 出席委員 後藤委員、高澤委員、土屋委員、山崎委員、山畑委員、和田委員、  
角湯委員、加藤委員(代)、土田委員(代)、矢吹委員、佐藤委員、  
熊坂委員、鈴木委員  
欠席委員 川崎委員、平山委員、高橋委員  
4 議事録署名委員 高澤委員、鈴木委員  
5 議 事

○ 諮問事項

山形県屋外広告物条例第2条第1項第1号及び第9号の指定地域の変更について

【資料-1】

○ 報告事項

山形県屋外広告物条例の一部改正について

【資料-2】

### 議 事

(議長)

和田でございます。皆様の御協力をいただきながら、本日の議長の職務を果たして参りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

初めに、本日の議事録署名委員2名を私から御指名申し上げます。高澤委員、鈴木委員、以上の両委員をお願いいたします。

では早速、本日の諮問事項であります「山形県屋外広告物条例第2条第1項第6号の指定地域について」、事務局の説明を求めます。

(事務局)

～資料-1をパワーポイントで説明～

(議長)

2点ございました。1点目が条例第2条第1項第1号の指定地域の変更ということで、都市計画法で新たに田園住居地域が創設されたことにより、特別規制地域に加えるということです。

もう1点は条例第2条第1項第9号の指定地域から供用開始された計画路線を外すという件でございます。

それでは意見があれば挙手願います。

(金内代理)

2点申し上げます。

1つは、田園居住地域についてですが、確かに低層住居専用地域の性格を持ちますが、農業施設、しかも農業直売所や農家レストランといった商業系の施設となりますので、規制が厳しい方に持っていかなくてもいいのではないのでしょうか。これに関しては、特別規制までしない

で、普通規制で対応してよろしいのではないかと考えます。

例えば、ある程度県が進めている観光振興であるとか、農業の6次産業であるとか、そういったことに資する施設であれば、農産物直売所や農家レストランなどはまさしくそうなのですが、規模が大きくなればなるほど、広告物を作りたくなるのは商業活動の一種のパターンと考えますので、低層住宅と完全に重複するのであれば、特別規制地域に入れるのはしょうがないですが、この場合は普通規制地域にしてもいいのではないのでしょうか。

また、屋外広告物法(第3条)を見ますと、第1種低層、第2種低層、第1種中高層、第2種中高層、その次に田園住居地域が追加されています。山形県では第1種中高層、第2種中高層を特別規制地域に入れていないので、田園住居地域についても必ずしも入れなくてもいいのではないのでしょうか。

2点目の都市計画道路の削除ですが、これは規定の整備でしょうか？米沢都市計画道路1・3・1号福島米沢線というのは都市計画上、削除されているのでしょうか？都市計画道路が削除されていて自動的に削除されるという考え方なら、これは規定の整備です。

もし米沢都市計画道路が削除されていなければ、ここは米沢都市計画道路と高速道路との重複地域になる。そうすると規制は一般に業者に有利な方に行くと思われま。

ですから、この案件は実質の改正なのか規定の整備なのか。また、都市計画道路が現存しているのであれば削除していいのでしょうか。

(議長)

ただいまの質問について、事務局から説明願います。

(事務局)

田園住居地域に関しては、特別規制地域ではなく普通規制地域でもいいのではないかとという御意見がありました。これについては、私どもの方でも整理しております。

まずは、屋外広告物法についてですが、山形県の屋外広告物条例では、第1種及び第2種低層住居専用地域は特別規制地域に入れておりますが、確かに中高層専用地域は普通規制地域に入れております。

屋外広告物法の第3条は禁止地域で、山形県屋外広告物条例では特別規制地域にあたる部分になります。つまり屋外広告物法では、中高層住居専用地域についても厳しく規制しておりますが、これに対して山形県の屋外広告物条例では、中高層住居専用地域は特別規制地域ほど厳しくせずに普通規制地域でいいのではという考えになっております。

ただし、田園住居地域の性格上は低層住居専用地域の一類型というものなので、低層住居専用地域であれば、特別規制地域に入れ込むのは自然の考え方と判断いたしました。

それから、農家レストランと産直施設等は、田園住居地域で整備できることにはなりますが、ただしこの地域の用途は、農業利用の増進を図りつつ、これと調和した良好な低層住宅地を保護する地域としております。確かに農家レストラン、産直施設というところだけを見ると緩和するという考え方もあろうかと思いますが、一方で、良好な低層住宅地は保護していかなければならないということでもあります。

このことから、看板はまったく設置できないということではないので、まずは特別規制地域としてよいのではという判断で整理してございます。

2つ目の質問ですが、都市計画道路としては残るものなのですが、屋外広告物条例の指定地域の考え方で言いますと、現状規制は高速道路が供用開始するまでは、暫定的に規制して行きましようという考え方ですので、高速道路と計画道路との重複になるから緩い方の規制になるとは限りません。

山形県屋外広告物条例に基づく指定地域を見ていただきたいのですが、第4項第1号の「次に掲げる道路及びその両側500m以内の展望できる範囲の地域 高速自動車国道 県内全線(供用されている区間に限る。)」とあり、この供用されている区間に限るという言葉の意味は、供用開始されれば正規の高速自動車国道となりますので、それについては、この規定で規制していくという考え方で。

そうすると、都市計画道路としては残りますが、規制の考え方としては不要になるので、これは削除していくという考え方で整理しております。

(議長)

ありがとうございました。皆様いかがでしょうか？

(金内委員)

これは、後ほどの報告事項のところでも申し上げたいことですが、いわゆる観光振興目的の半ば公共目的の看板は、今では民間の看板と同様に一律規制となっており、これについては、インバウンドや観光振興、農業の6次産業ということで各地域で頑張っている中で、ある程度調和を求めるという考え方が屋外広告物規制の中にあっても良いのではと思います。

例えば実際問題として、こういう場所で産直や農家レストランをやろうとすれば、産直も大きくなればなるほど、ある程度大きな農業団体等が市町村と一緒にやることとなりますので、何か本当に必要な広告物であれば、認めてもよいという道を残してもらいたい。

特別規制地域はもはや完全禁止なわけですから、それに対して普通規制地域は許可を受けなければならぬわけですから、許可の運用の中で対応を考えていけるので、普通規制地域であれば何でもできるわけではないので、そこはご配慮いただきたいと思います。

審議会の中でも、県内で活動している皆様に来ておられますが、厳しく規制すると何とかならないのかという話が出てくるだろうと私は思いますので、これが未然に分かっているのであれば、そういう道を作っていただけると各市町村、各地域で頑張っている方々にもよろしいのではと思います。

2点目の話ですが、規定上そう読めるのかは疑問です。あくまで規定の重複状態にあると考えるべきだと思います。したがって、今回のような諮問であれば、次回以降は供用開始日前にこの審議会を開催して、この規定が重複する時期がないように整備した方がいいと思います。

今回であれば、11月4日の供用開始以前に審議会を行って、告示によって供用開始後に計画道路を廃止するとすることが必要だと思います。そのような対応を今後なさることがよろしいのではないのでしょうか。

(議長)

ご意見ありがとうございました。今の意見に対して何かございますか？

(山崎委員)

田園住居地域に規制を強くするという意見について私は賛成です。私は宮城県白石市出身なのですが、山形県に6年前に移住してきました。ほかに埼玉県、兵庫県、東京都に住んできましたが、山形県が一番風景を大事にしている美しい県だと感じて、ここに住み続けたいと思いました。

これは実は、県が屋外広告物を強く規制してきたからこそ、視覚的にこの風景が守られているということが今回委員に任命されて理解しました。

今、正直大きな看板を付けたからといって人が来るという時代ではなく、ロコミなどでその場

所の魅力などが広まっていて、企業努力で人が来る仕組みになってきております。スマートフォンも活発に使う方も増えておまして、場所もすぐに検索できる。

それよりもインバウンド客は山形の美しい風景、そこに溶け込む直売所であったり、農家レストランなどを見に来るのだと思います。

なので、国道沿いであればしょうが無いですが、田園地域などの風景を守っていくためにもこの規制の案で賛成です。

(議長)

はい、ご意見ありがとうございました、ほかはどうでしょうか？

(高澤委員)

私も、今回の案に賛成です。田園住居地域は用途を定められております。最大でも農業の利便増進に必要な店舗等は500㎡以内となっておりますので、この大きさであれば、それほど大きな広告物は必要ないのではないかと感じます。資料の規制基準を見ましても、まったく広告物を出してはいけないという規制ではないので、自然景観を保全していくという観点からも今回の案に賛成させていただきます。

(議長)

ほかはどうでしょうか？

(矢吹委員)

田園住居地域については、規制を厳しくしたあとで緩和する方向に行くのはかなり難しいことですし、何か違ったものが出てきた時に、規制によって身動き取れなくなるのは大変だと思います。ただ、ご意見にあるように田園地域なので、10mを超えるようなそれほど大きな看板は必要ないかもしれませんが、そこを最初から一気に規制をかけてしまうと首が回らなくなるのではないかという気がしております。これは1つの意見として聞いてほしい。

もう1点は、特別規制地域はすべからくダメという感覚があって、例えば交通安全の啓蒙看板もダメですよ。先ほど市長会からあったような「ようこそ山形県へ」という看板もダメですよ。そのようなものは、何らかの対応ができないのかなというのは正直なところ。地域住民や期成同盟会等からこういった看板が作りたいといってもダメだと。一般の商業的な広告物ではない物も、のぼりもダメですし、そういった部分が非常にハードルになっていると思います。

ですから、ある程度用途を少し絞った形で構わないので、地域住民の要望や市町会から出ているような項目に、それだったら良いと言えるようなものを条例で整備してほしい。何か首の回るような状態にしておかないと、各市町村とか地域住民から要望があった時に対して、応えられないという状況になっていると思います。そこはぜひご検討いただきたいと思います。

(議長)

私も長く屋外広告物委員をやっていますが、やはり山形の美しさは色んなところに視察に行っていて感じております。商業面から考えると確かに広告は必要ですが、私は山形独自の良さは残していかなければいけないと考えています。

先ほど金内委員から貴重な意見がございましたが、恐らくそういった意見が出てくるかもしれませんが、その時に後手に回って審議するのはいかがかという意見でしたが、まだ具体的な意見が出ていないわけですから、その時点でたくさんの意見が出てきた時には、審議会の方で慎重に検討して進めていかなければならないと思います。

いかがでしょうか皆さん。ご意見何かございますか？

(山畑委員)

規制が厳しい地域において、緩和して広告物を出したいという要望があった場合、例えば自治体によっては特例委員会を設けて、期間限定であれば認めるというような、色んな要望に応えるような仕組みを作っている事例があります。

今回は、私は事務局の案でよろしいと思っておりますが、例えば特例委員会のようなことができるのであれば、その中で良好なもの、景観ということは非常に重要なファクターになっておりますので、そこを損なわないようなベスト審査できるような場がもし設けられるのであれば、そういう要望に対する対応も可能なのではと思います。

(議長)

ありがとうございました。今の提案について対応は可能でしょうか。

(事務局)

皆様からの貴重な意見ありがとうございました。特例委員会については我々の方でも考えていたことでした。ただ、これを設けるとなれば条例の改正が必要となるので、今後どういうやり方ができるかは検討させていただきたいと考えております。また、矢吹委員からの質問にありましたような件も、我々の方でも対応を考えていかなければならないと思います。

ただ、公共的な広告物は平成10年までは適用除外としてフリーで設置できるという状況でした。一方で、山形県は景観が観光資源ですが、公共広告物が当時、景観を阻害しているという事案がございまして、その時に条例を改正してございまして、公共広告物についても民間広告物と同様に規制していくという考えになっております。

これらのことを踏まえ、景観も大事ですが、一方でインバウンドも県としては考えていかなければならないことですので、そこはバランスが大事になると思います。

少し県民の皆さんから意見を頂戴しながら検討していきたいと考えております。

(議長)

ありがとうございました。それから審議会の開催時期についても今後検討すべきですね。

(事務局)

これについては申し訳ございませんでした。当初は供用開始前に審議会を開く予定でございましたが、我々が想定していたよりも供用開始が早かったということが実はございました。

これについて法令担当とも相談しまして、供用開始後に指定地域の変更をしても大丈夫かということを確認したところ、問題ないという回答を得たことで、今回の諮問とさせていただいたところ です。

(議長)

活発なご意見ありがとうございました。条例第2条第1項第1号及び第9号の指定地域の変更について提案どおりにするというところでよろしいでしょうか。

異議なしという方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

挙手多数ですので、審議会としては現行のとおりと答申いたします。

なお、答申文の内容については私に一任させていただくことでよろしいでしょうか。

(議長)

続きまして、報告事項について進めたいと思います。報告事項については屋外広告物条例の一部改正についてということです。

では、事務局より説明願います。

(事務局)       ～資料－２のパワーポイントで説明～

(議長)

屋外広告物の安全管理に関わる重要な報告でしたが、御質問、御意見ありますか。

(金内代理)

趣旨として大変良い行動だと思います。市町村といたしましても、直接権限が市町村長に落ちるわけでもないですが、このような趣旨で頑張っていくということになるかと思っています。

それで新設の第12条の2ですが、条例でこのような書き方をするのかなと思います。必要が生じた場合は、修繕その他の措置を講じなければならないとありますが、必要が生じた時というのは誰が認定するのかということになって、これ一見義務付け規定のように思えますが、これではほとんど実効性のない規定なのではないかと思っています。たぶん法令担当に相談していると思うのですが、あまり良い条文ではないと思います。

それから点検義務を課するのであれば、私は思い切って罰則規定を設けても良いのではないかと思います。しかも施行規則で軽微なものは外しているので、罰則規定を置いても良かったのではないかと思います。

それから、先ほど申し上げましたように、公共的主体が観光振興目的で設置した広告物は、許可制を取るような縛りがあるとしても、先ほどの議論でもありましたが、特例規定を条例で明確化するのであれば、県民のコンセンサスを得て特別扱いではないとできるので、特例として何か限定的に対応できるのであれば、考えていただければありがたい。

(議長)

貴重な御意見ありがとうございました。条文の文言の件及び罰則規定についてですが事務局いかがですか。

(事務局)

条文につきましては、条例改正は実は年度当初から法令担当と再三協議を行ってございまして、最終的に法令担当からの御意見を踏まえて、このような条文になっているところでございます。

ただ、金内委員の意見も非常に理解ができるところでございまして、修繕その他必要が生じた時というのは、まずは点検があつて、点検の結果不具合があつた時、これを必要が生じたときとしており、点検の結果、改善の必要が生じたら所有者が措置を講じなければならない。というのがこの条文の考え方になっております。

それから罰則規定につきましては、実は他県でも点検については罰則までは設けておりません。これはなぜかと言いますと、点検については、適正な管理の一環で設けるものであり、違法な広告物の設置とは性格が異なるものとして、罰則の対象にすることまでは必要ないという整理でございまして。

これが例えば劣化してしまえば、条例では第 11 条に禁止広告物というのがございまして、そのうち第 1 号（著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの）、第 2 号（使用材料が著しく破損し、又は老朽したもの）、第 3 号（倒壊又は落下のおそれのあるもの）に該当して、これに違反があれば、罰則の対象になってきます。

罰則規定は条例第 27 条で整備しており、条例第 11 条の禁止広告物が発生した時は罰則の対象になってくるので、点検しなかったからといって罰則の対象までは必要ないという考えで整理してございます。

（議長）

ほかにどうでしょうか？

（山畑委員）

必要に応じて、自家用広告物等についても点検報告書を求めることができますとありますが、許可広告物であれば更新の際に点検報告を求めるのは分かるのですが、自家用広告は申請不要なので行政が把握していない広告物です。これは実際に点検報告書を求めることについて、どのようなことを想定しているのですか。

（事務局）

必要に応じてという判断は難しいところもあります。例えば繁華街の袖看板は、ある程度老朽化したものについては点検報告書を求める必要が出てくるのではと想定しております。具体的には商店街単位で持っている広告物について、場合によっては自家用広告物であっても点検報告書を提出してもらうことが必要ではないかと想定しているところです。

（山畑委員）

これ非常に難しい問題なのではないかと思っています。例えば他県の例ですと、事故のあった北海道では市民からのホットライン制度というのを設けて、この看板は危険だという情報を役所の方に通知して、それを受けて役所が確認して、これ確かに危ないと判断すれば是正を求めるといこともしておりますし、京都のように臨時職員を 100 名ほど雇って、しっかり安全確認を行うということをやっている。これはなかなかできないことだと思いますが、自治体によってできることとできないということがあると思います。

なので、山形でも効果的にできる方法を少し考えていってほしいと思います。

（議長）

はい、ありがとうございました。事務局の方でよろしく願います。ほかにありますか。

（佐藤委員）

私は過去にも屋外広告物審議会委員を務めており、以前から環境に対する広告物のあり方などが気になっている中で、こういった老朽化した看板などは街を歩いていると気になっている。先ほど説明にあった地元新聞の記事を見ると、県内には相当数の広告物があるということであり、こういった視点で広告物をみると、劣化が結構進んでいるのではないかと想像する。

以前に台湾に行ったときに、道路沿いにあるアパートの室外機が老朽化していて落ちないかどうか心配に感じたことがあり、同じような状況として屋外広告物も見えてしまう。

今回、屋外広告士などの資格を持っていないと広告物の診断ができないわけですが、だとすれば、点検が義務化された時に、この方々を県の方でどの程度人数を把握しているのか。

また、看板が落下した時に、結局誰の責任になるのか。広告物の所有者が責任を持たなければならないと思うが、車の車検と同じで診断受けているとなれば、結局診断した者が責任を持つてしまうのかどうか。不明な点がある。

これから相当数の看板をきちんと診断しなければならないとなると、県土整備部なので、橋梁点検などと同じ形で県の方で行うことになるのか。また、特殊な高所作業車がなければ点検できない看板が県内にもけっこうあるが、そのような看板の点検をどうするのか。目視の点検しかできなくて、結局看板が落ちてしまった時とどうするのか。

そう考えると現実味が本当にあるのかどうか疑問がある。これについて県土整備部でどこまで考えているのか、個別に時間を取って聞いてみたいところ。

(議長)

はい、ありがとうございました。ちなみに屋外広告士がどれくらいいるか、事務局の方で確認していますか。

(事務局)

屋外広告士は 県に業登録者の中から拾うと、県内在住者21名、県外在住者は128名いらっしゃいまして、この方々は屋外広告士として点検できることとなります。

また、建築士は県内で2,000名ほどいらっしゃいまして、屋外広告物講習会を受けていただければ点検の資格を持つことになると思います。


それから点検技能講習会修了者は県内で42名ほどいらっしゃるのので、来年度以降も講習会を開く予定と聞いておりますので、今後も増えていけると現在把握しております。

(議長)

ほかに何かございますか。無いようですので、以上を持ちまして、本日の事項はすべて終了いたしました。活発な御意見ありがとうございました。

(了)

平成30年1月19日

議 長 和田 直人 

議事録署名人 高澤 由美 

議事録署名人 鈴木 琢郎 